

障害者政策委員会 第6小委員会（第3回）

資料一覧

資料1 論点③に関する嘉田委員提出資料・・・・・・・・・・ 1

資料2 論点④に関する警察庁資料・・・・・・・・・・ 7

資料3 論点④に関する委員意見・・・・・・・・・・ 9

論点③東日本大震災からの復興と障害者に関する
嘉田委員提出資料

岩手県、宮城県、福島県の意見

- 障がい者関係団体から、今般の大災害では、災害・避難に関する情報入手（特に視聴覚障がい者）、避難所生活への適応（自閉症）、生活必需品である日常生活用具（ストマ用装具等）の入手、停電時の電源確保（人工呼吸器等使用者）等に困難を来したとの話を聞いている。特に防災・災害対策は命に係わる事項であり、弱者に視点をおいた発想が望まれ、今後の災害に備えた全国に共通する課題として、障がい種別ごとの防災・避難マニュアル、福祉避難所の体制整備、避難所への日常生活用具等の備蓄などが必要と思われる。については、福祉避難所のほか障がい者が避難すると想定される福祉施設が災害に備え日常生活用具等を備蓄できるような支援をお願いしたい。（岩手県では、今般の大災害を踏まえ、新たな災害対応マニュアルを作成することとし作業を進めているところ。）
- 被災した障がい福祉サービス事業所の施設・設備復旧については概ね順調に進んでいるが、今後は、被災地の障がい福祉サービス事業所が復興期において安定した運営ができるよう、就労支援事業所の販路確保なども含めた事業所への支援が必要である。このため、岩手県では、障がい保健福祉圏域ごとに復興支援センターを設置して事業所への支援を行っているところであるが、これらの取組は数年継続して実施する必要があるので、財政支援をお願いしたい。
- 被災により自宅から遠く離れた仮設住宅（みなし仮設を含む）で生活している障がい者も多いことから、個々の障がい者の生活状況を把握し、必要なサービス利用を支援するなどのきめ細かい対応も必要と考えている。医療機関への移動支援のニーズが見込まれるが、移動支援の取組は市町村によって異なることから、統一的にサービス提供できるよう個別給付化するとともに、これによって財政負担が増加する被災地の自治体への財政支援をお願いしたい。また、自宅や仮設住宅から遠隔地にある障害福祉サービス事業所に通所する場合に事業所の送迎と公共交通機関を併用できるよう、送迎加算の弾力的な取扱い（自宅と事業所間の送迎という取扱いの緩和）をお願いしたい。

○ 障害者の支援

災害の地域的規模が大きい場合、被災の度合いが深刻である場合、復旧と復興は同時期に、内容も渾然一体となって進むこととなります。

就学、就業、居住、サービスの供給と利用、支援者の確保、福祉事業者の運営維持、行政の人的財政的資源等、問題となる項目は、つまるところ健常者と変わるところがありません。

しかし、一口に障害者といっても、必要とされる支援内容は一生涯様々に移

り変わり、また、各人に多様で、同じく要援護者となる高齢者や子供と比べた場合、支援の効率は悪いため「今後の課題」扱いで対策が後回しになってしまう心配があります。更に、少数者であるため、あらゆる機会に注意を払って需要を掘り起こさないと、復興全体の中では障害者というカテゴリーまるごと埋没してしまい、谷間に入ってしまう虞があります。このため、なによりまず、発言の場を数多く設け、意識して発言権をもたせることが必要です。

また、町の復興は長期に及び、障害者やその家族、福祉事業者の置かれた状況も変化します。町づくりの進度に合わせて復旧速度を遅くも早くも対応できる「年度の縛りの小さな」助成、用地の取得や賃貸物件の活用に資するなど復興過程で福祉事業者の体力に配慮した「一般事業者よりも手厚い」助成、様々なサービス供給体制や施設の構築の後も変化する需要に合わせて「柔軟に手直しができるような」助成を可能とする財源や制度が求められます。

復興全体の速度を上げることは誰もが願うことですが、これに取り残されず、かつ、きめ細かな配慮を盛り込むよう下支えする人員・人材を長期的に確保する方策も必要です。行政内部は県・市町村を問わず従前から慢性的に人手が足りていません。そのときどきの状況、様々なアイデアを形にし、施策に反映するためには民間の支援者と長期的、恒常的に連携する取組を担保するための財源も必要です。

○ 福祉サービスの再構築

今回の震災では、震災以前には福祉サービス体系が整備されておらず、人的つながり（大家族、近隣の助け合い等）によって、福祉サービスの働きを補完していた地域が大きく被災した。

しかし、震災により、住民は避難所から仮設住宅等へと生活の場所を移動せざるを得なかったため、地域の人的つながりが希薄になり、特に障害児・者の送迎・移動の手段、レスパイト・療育の場、就労の場（水産関係の事業所閉鎖による）が無くなるといった問題が発生し、福祉サービス体系の構築を一から始めなければならない状況になった。

このような状況に対応するため、国の復興基金事業や民間団体の支援により、応急的に福祉人材の確保、事業所の確保を始めているが、そもそも、人口が少ない地域において、制度に合致した人材や事業所を確保することは困難な状況にある。地域の実情に合った制度の緩和が必要と思われる。

また、今後は、当該地域の福祉サービス体系を再構築し、持続可能な事業展開を進めていかなければならない。そのためにも、裏付けとなる資金の確保、人材の確保、活動拠点となる用地の確保が大きな課題となっており、引き続き支援が必要となっている。

さらに、高台移転や集団移転等、地域の震災復興計画が進まないと、上記のようなサービス体系の再構築も進まない。

障害児者の生活安定のために、震災復興計画実行までの期間や制度の狭間を埋めるような支援策が必要と思われる。

○ 障害者の就労

被災した障害者就労継続支援事業所等（以下「被災事業所等」という。）の収益向上を支援する目的で、県内外の企業等から様々なビジネスプランが提案される機会が多いものの、その提案の実現に当たって、被災事業所等で初期投資に対応できる余力がない、補助制度の対象外などの事由により、その提案が成立せず、被災事業所等の復興に生かせていないケースが見受けられる。また、被災初期と比べ、震災復興に関する支援の動きが鈍化してきている感がある一方で、被災事業所等の復興はまだまだ途上にあるというギャップが見られる。

企業等による社会貢献・被災地支援活動を継続的に喚起・促進させ、企業等による支援内容に対して、被災事業所等が逃すことなく最大限にマッチングにつなげていくための仕組みづくりや財政的支援が必要である。

○ 障害者の情報保障について

震災後、復旧・復興に関し、被災者にとって欠かすことができない情報が大量に流れており、それらの情報を即座に捉え、検討を加えていくことが早期の生活再建につながる状況にある。しかし、コミュニケーション手段が限定されている視聴覚障害者は、なお情報が得にくい環境に置かれており、震災からの生活再建に関する情報保障が十分とはいえないのが実情である。

多くの都道府県や政令市には、視覚や聴覚障害者専門の情報センター等が設置されており、これらの機関を拠点として、視聴覚障害者に対する災害時の情報伝達、生活再建過程の情報保障の確保、被災障害者に対する相談支援等の機能を新たに備えることが、被災した視聴覚障害者の生活再建に向けた情報保障の観点において有効であると考えられることから、情報センター等における災害対応機能強化のための財政的支援が必要である。

○ 心のケア

今回の震災は多くの県民にとって予期しない出来事であり、災害要支援者である障害者も含めて精神的負担は本当に大きかったものと思われる。今年1月～3月にかけて実施した被災住民（民間賃貸住宅入居者対象）の健康調査において、不安、抑うつ症状を測定する指標によるK6の結果が「気分・不安障害相当」16.4%（全国調査8%）、「重症精神障害相当」が8%（全国調査3%）と全国調査より多く、被災者のうつ病やPTSD（心的外傷後ストレス障害）、アルコール問題、自殺等の増加が懸念されている。

そのため、心のケアの活動の拠点となる「みやぎ心のケアセンター」を昨年12月に設置、今年4月には石巻市、気仙沼市に地域センターを設置し、被災地の健康課題に合わせて相談体制の充実を図っているほか、震災により精神症状を呈している方、未治療の方を対象に多職種医療チームによる訪問支援や

市町村における心のケア活動の支援を行っている。

この事業の財源である障害者自立支援対策臨時特例基金の被災者心のケア支援事業については、今年度までとなっているが、復興のためには長期わたる被災者の心のケアが必要であり、長期的な財源の確保が必要である。

1 原子力災害により避難している障がい者への福祉サービスの提供について ＜課題＞

- ・避難した障がい者が避難先の自治体で障害福祉サービスの利用を希望しても、既存のサービス事業所では不足するが、避難の期間等が不明のため整備方針等の将来展望ができない。
- ・帰還を希望してもインフラが改善せず、サービス事業所の開設も見通せないで帰還が困難となっている。
- ・重度訪問介護について、ホームヘルパーが避難してしまい介護に対応できるヘルパーが不足している。

＜要望＞

上記については、障害者自立支援対策臨時特例交付金への積み増しによる「被災地における障害福祉サービス基盤整備事業」等により支援しているが、平成24年度が終期となっているので継続を必要とする。

2 心のケアについて

＜課題・要望＞

- ・阪神淡路大震災でも、新潟県中越大震災でも大災害時は、長期的に心のケアが必要とされ、心のケアセンターを設置している。東日本大震災においても、被災3県に設置したが、今後長期的に心のケアを担うため、長期安定的な財源措置を必要としている。
- ・大災害時には必ず必要となるものであるので、長期安定的な財源措置と併せ、制度化が望ましい。また、制度化されれば、展望を持って効率的な対応ができるものと思われる。

